

福岡市国民健康保険料のお知らせ



福岡市国保キャラクター ハイリー・ココロ

福岡市では、毎年6月に国民健康保険料を決定し、保険料の決定通知書または納入通知書を送付しております。お知らせをよくお読みいただき、保険料は納期限までに納めましょう。

ただし、次の場合は、後日、変更後の納入（決定）通知書を送付いたします。

総所得金額等が変更となり、保険料が変更となる場合

市外から転入した人で、前住所地の市町村へ所得照会を行った結果、保険料が変更となる場合
年度の途中で国保加入者が40歳になる場合

40歳になると介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料もあわせて納付することとなります。

年度の途中で後期高齢者医療制度へ移行した被保険者がいる世帯で、負担緩和措置の適用となる場合

(詳しくはP.5の「後期高齢者医療制度への移行に伴う負担緩和措置」をご覧ください)

保険料の納付方法が特別徴収または普通徴収に変更となった場合 など

● 平成30年度国民健康保険料の保険料率

	算定基礎	医療分	支援分	介護分 (40歳から64歳まで)
		国保加入者の医療費のため	後期高齢者医療制度のため	介護保険事業のため
(ア)所得割	加入者全員の所得(合計額)に対して	× 7.80%	× 2.97%	× 2.78%
(イ)均等割	1人につき	21,353円	7,870円	8,878円
(ウ)世帯割	1世帯につき	21,710円	8,002円	6,877円
賦課限度額	1世帯につき	58万円	19万円	16万円

算定基礎となる所得とは平成29年中(1月～12月)の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を除いた金額です。

【総所得金額等とは】社会保険料控除などの各種所得控除前の金額

「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」、「年金収入 - 公的年金等控除」

「譲渡所得(土地・建物の譲渡所得は特別控除後の金額)」、「配当所得」、「山林所得」 など

医療分と 支援分はすべての加入者が負担しますが、 介護分は介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの加入者のみが負担します。

、 、 を合計したものが1年分の国民健康保険料となります。ただし、 、 、 それぞれの保険料が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が保険料となります。

年度途中で加入した場合は、1年分(4月～翌年3月)の保険料×加入月数÷12月で計算します。

● 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

	医療分	支援分	介護分
平成29年度	54万円	19万円	16万円
↓			
平成30年度	58万円	19万円	16万円

賦課限度額について、中間所得者層の負担軽減を図るために、国の限度額が引き上げられたことに合わせ、福岡市でも30年度から限度額を引き上げました。

● 国民健康保険料の構成

国保加入者の年齢によって国民健康保険料は次のようになります。

39歳までの人 <small>(介護保険の被保険者ではありません)</small>	40歳から64歳までの人 <small>(介護保険の第2号被保険者)</small>	65歳から74歳までの人 <small>(介護保険の第1号被保険者)</small>	後期高齢者医療制度 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の人 ・65歳から74歳までで一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人
医療分保険料 + 支援分保険料	医療分保険料 + 支援分保険料 + 介護分保険料	医療分保険料 + 支援分保険料 <small>介護保険料は別に納めます</small>	後期高齢者医療保険料 <small>介護保険料は別に納めます</small>

40歳から64歳までの人が「介護保険の被保険者としてない施設」に入所または入院したときは、届出により介護保険の適用除外となります。

年度の途中で40歳になる人

40歳になる月(1日生まれの人はその前月)から 介護分保険料を納めます。40歳到達後に介護分保険料を含んだ納入(決定)通知書を送付します。

年度の途中で65歳になる人

65歳になる月の前月(1日生まれの人は前々月)までの 介護分保険料を3月期までの納期に分けて納めます。

年度の途中で75歳になる人

4月から75歳になる月の前月までは月割で計算した国民健康保険料を納め、75歳になる月からは後期高齢者医療保険料を納めます。

75歳になった後も、同じ世帯の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納期が重なりますが、保険料の計算期間は重複しません。

例.10月に75歳になる人と70歳の人の2人世帯の保険料

国民健康保険												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期			との合計額を6月から3月までの10か月で納めます									
保険料計算	70歳の人の保険料(4月～3月分)											
	75歳になる人の保険料(4月～9月分)											
後期高齢者医療制度												
保険料計算							75歳になった人の保険料(10月～3月分)					
納期							を11月から3月までの5か月で納めます					

● 国民健康保険料納入通知書または決定通知書の見方

【例】

国民健康保険料納入通知書(1枚目)

特別徴収の人に記載されます。

平成30年度 国民健康保険料 納入通知書 兼 特別徴収通知書

福岡市 区 丁目

	59,500	22,200	7,800	89,500
福岡 太郎 様	平成30	平成31		
	7,800	2,970	2,780	
平成30年6月15日	21,353	7,870	8,878	
あなたの国民健康保険料を右記のとおり決定しましたので通知します	21,710	8,002	6,877	
福岡市 区長	580,000	190,000	160,000	

納期ごとの保険料・納期等については、2枚目をご覧ください。
保険料の計算については、3枚目をご覧ください。

1枚目

平成29年中の所得を基に決定した平成30年度の年間保険料額です。

納付義務者は世帯主です。国民健康保険料は、国民健康保険に加入している被保険者全員分を、世帯ごとに計算します。

< 国民健康保険の世帯主 >

【原則】住民票の世帯主が国民健康保険の世帯主となります。

世帯主が職場の健康保険や、後期高齢者医療制度の被保険者であっても国民健康保険の世帯主となります。

国民健康保険の世帯主は、届け出により変更できる場合があります。

世帯主は保険料の納付義務や届出義務があります。

● 保険料の納め方

保険料の期別と納期限

保険料は年間10回払いです!!

期 別	普通徴収納期限	期 別	普通徴収納期限
6月期	平成30年 7月 2日(月)	11月期	平成30年 11月 30日(金)
7月期	平成30年 7月 31日(火)	12月期	平成30年 12月 28日(金)
8月期	平成30年 8月 31日(金)	1月期	平成31年 1月 31日(木)
9月期	平成30年 10月 1日(月)	2月期	平成31年 2月 28日(木)
10月期	平成30年 10月 31日(水)	3月期	平成31年 4月 1日(月)

前年中の所得金額が確定する6月に保険料の算定を行うため、保険料は、6月から翌年3月までの10回で納付していただきます。前年度以前の保険料額が変更になった場合、4月期又は5月期に保険料を納付していただくことがあります。

口座振替で納付する場合

納期限日に指定された預(貯)金口座から、自動的に振替(引き落とし)により納付いただきます。

納期限日に「残高不足」により保険料の振替ができなかった場合は、翌月15日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に再振替を行います。再振替を行う場合は、事前にお知らせをお送りします。

保険料の納付は便利な口座振替でお願いします!!

保険料の納付を口座振替にすると、毎回納付に行く手間が省け、納め忘れもなく、便利で安心です。

お申し込み場所	預(貯)金口座のある金融機関または区役所(出張所)保険年金担当課
必要なもの	同封の口座振替依頼書 カッシュカードまたは通帳 金融機関の届出印 納付番号がわかるもの(保険料の納入通知書など)

区役所(出張所)保険年金担当課では キャッシュカードと保険料の納入通知書などの納付番号がわかるもので、簡単に手続きができます!!

納入通知書で納付する場合

銀行・ゆうちょ銀行などの金融機関のほか、コンビニエンスストアや携帯電話等(モバイルレジ)でも納付ができます。(納付できる場所については、納付書の裏面に記載されています。)

詳しくは右記の二次元コードから モバイルレジホームページ(<http://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>)をご覧ください。西日本シティ銀行をご利用の方は、「西日本シティ銀行アプリ(NCBアプリペイ)を利用して納付することができます。詳しくは同行ホームページ「西日本シティ銀行アプリ」で検索)をご覧ください。



年金からの徴収(特別徴収)

特別徴収は年間6回の年金支給月に徴収します!!

下記の2つの条件にあてはまる場合は、原則として保険料が年金から特別徴収されます。

世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
介護保険料とあわせた1回の保険料額が1回の年金支給額の2分の1を超えない。

ただし、以下のいずれかの項目にあてはまる世帯は、特別徴収されません。

- 国民健康保険の世帯内に64歳までの国保被保険者がいる。
- 国民健康保険の世帯主が社会保険や、後期高齢者医療制度の被保険者である。
- 国民健康保険の世帯主が平成30年度中に75歳となる。
- 国民健康保険料を口座振替で納付している。
- 介護保険料が特別徴収の対象となっていない。

納付額と納付時期について

保険料は、年間6回の年金支給月に特別徴収されます。

4・6・8月は、原則として前年度の2月と同じ金額が仮徴収され、10・12・2月は、30年度の年間保険料額から仮徴収された金額を除いた金額が、3回に分けて特別徴収されます。ただし、8月の特別徴収(仮徴収)金額は変更となる場合があります。

特別徴収の対象となる世帯主でも、事前に口座振替の手続きを行った上で区役所(出張所)へ特別徴収停止の申請をすれば口座振替(年間10回払い)へ変更できます。ただし、保険料の滞納がある場合は変更できません。

また、口座振替の場合、保険料の社会保険料控除は、口座の名義人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税の負担が増減する場合があります。

特別徴収の対象となる年金は、法令に定められた優先順位の最も高い一つの年金からとなります。

- | | | | | |
|-----------------|----------|----------|-------------|---------|
| 1. 年金保険者による優先順位 | 日本年金機構 | 国家公務員共済 | 私学共済 | 地方公務員共済 |
| 2. 年金の種類による優先順位 | 老齢基礎年金 | 国民老齢年金など | 厚生老齢年金など | |
| | 船保老齢年金など | 退職年金など | 障害年金・遺族年金など | |

7月以降に保険料の変更があった場合

増額変更の場合、特別徴収される保険料額は変わらず、増額分の納入通知書を別途送付します。

減額変更の場合、おむね2か月後から特別徴収が中止され、残額分の納入通知書を別途送付します。

● 均等割と世帯割の減額（法定軽減）

保険料算定の基礎となる前年中の世帯の所得総額（国保加入者全員分）が、国の定める基準額以下の世帯は、均等割保険料と世帯割保険料がそれぞれの区分により軽減されます。

低所得者世帯に対する保険料の軽減措置の基準額を上げます。

平成30年度保険料から軽減の基準額を、次のとおり改正しました。

- ・ 5割軽減世帯は、被保険者数に乗ずる金額を、現行の27万円から27万5千円に改正し、1世帯あたりの基準額が1人につき5千円上がります。
- ・ 2割軽減世帯は、被保険者数に乗ずる金額を、現行の49万円から50万円に改正し、1世帯あたりの基準額が1人につき1万円上がります。

減額割合 区分	基準額（前年中の所得の合計が下記の金額以下）	
	改正前	改正後
7割	33万円	33万円
5割	33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>27万5千円</u> × 被保険者数
2割	33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数

被保険者には後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き国民健康保険の同一世帯に属する人（特定同一世帯所属者という）を含みます。国民健康保険の世帯主であった場合は、引き続き世帯主であることが特定同一世帯所属者の条件です。

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた、各種所得控除を行う前の金額です。

前年中の所得には、国保の被保険者でない住民票の世帯主（擬制世帯主）及び特定同一世帯所属者の所得も合算します。

前年中の所得の合計には、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用できません。

公的年金受給者のうち、年齢が前年の12月31日現在で65歳以上の場合は、公的年金控除後の所得から、さらに15万円を控除した金額になります。

減額を受けるには所得の報告が必要

減額を受けるための申請は不要ですが、世帯の合計所得額で判定を行うため、国民健康保険の加入者全員の所得状況が判明していなければなりません。

保険料算定の時点で所得状況が判明していない世帯については、「所得報告書」を送付していますので、「所得報告書」を受け取られた世帯主は、早めにご提出ください。

● 後期高齢者医療制度への移行に伴う負担緩和措置

保険料世帯割額の軽減措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯については、医療分及び支援分保険料の世帯割額を5年間は2分の1軽減し、その後の3年間は4分の1軽減します。ただし、世帯主が変わるなど世帯構成に変更があった場合は適用されません。

● 非自発的失業者の保険料軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した人の保険料を届出により軽減します。

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人が対象です。

離職日時時点で65歳以上の人是对象となりません。

軽減対象者の前年の給与所得を、100分の30とみなして保険料の算定を行います。

軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。

届出には雇用保険受給資格者証が必要です。紛失した場合は、ハローワークで再交付の申請ができます。

● 保険料の減免

災害、失業、倒産、その他の事情により保険料の納付が困難になったときは、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくは、住所地の区役所保険年金課または西部出張所保険年金係にご相談ください。

保険料の減免申請は、平成31年3月29日(金)までに行う必要があります。なお、減免の対象となる保険料は、原則、申請時に納期限が到来していない保険料となります。

種類	減免事由	減免内容
災害	震災、風水害、火災等により、資産の3分の1以上の損害を受けた場合	損害の程度により、被災以後1年以内の保険料の50%～100%を減免
所得減少	今年中の見込み所得 ¹ が420万円以下で、その所得が前年に比べて30%以上減少する場合	所得減少割合に応じて、所得割額の10%～100%を減免
低所得	今年中の見込み所得 ¹ が法定軽減制度の所得基準に該当する場合	見込み所得 ¹ に応じて、均等割額・世帯割額の20%～70% ² を減免
給付制限	刑事施設などに収監され、保険給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合	給付を受けられない期間(最後の月を除く)について対象者の月割保険料を減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	当該年度の未納保険料を減免
旧被扶養者	社会保険などの被用者保険の本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったため、その被扶養者(65歳以上「旧被扶養者」という。)が国民健康保険に加入する場合	・旧被扶養者に係る所得割額の全額を減免 ・旧被扶養者に係る均等割額の半額 ² までを減免 ・旧被扶養者のみの世帯の場合は、世帯割額の半額 ² までを減免

1 見込み所得とは収入金額から必要経費を差し引いた各種所得控除を行う前の金額です。

2 均等割額・世帯割額が、すでに法定軽減(P.5)の適用を受けている場合の減免率は、法定軽減の減額割合を控除した率となります。

● 保険料を滞納すると

保険料は納期限までに納めましょう。納期限を過ぎると、延滞金が課せられる場合があります。

また、保険料を滞納すると、期限を守って納付している人との公平性が保たなくなるため、次のような措置をいたします。

電話による納付確認、督促状・催告書の送付

電話による納付確認や督促状・催告書をお送りします。電話による納付確認は、区役所(出張所)のほか、国民健康保険ご案内センターからも行っております。

同センターからの電話は、平日の午前9時～午後9時、土・日・祝日の午前9時～午後5時に行っております。

滞納処分

自主的に納付されない世帯には、財産を調査し、預貯金や給与などの財産を差し押さえる場合があります。

制度利用の制限

病院等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」が交付できない場合があります。また、高額療養費貸付制度も利用できない場合があります。

有効期間の短い保険証の交付

保険証更新時に、有効期間が短い保険証(短期被保険者証)を交付する場合があります。

特別の事情もなく、保険料の滞納が1年を経過すると

資格証明書の交付

保険証を返還してもらい、その代わりに「資格証明書」を交付する場合があります。

「資格証明書」とは、国民健康保険の加入資格を証明するもので、保険診療の適用は受けられますが、病院等での医療費はいったん全額自己負担となります。障がい者・ひとり親家庭等医療証も使用できません。後日、住所地の区役所(出張所)保険年金担当課に申請し、払い戻しを受けてください。

なお、「資格証明書」が交付されても、保険料は納付しなければなりません。

介護保険の給付制限

40歳から64歳までの国民健康保険加入者がいる場合、介護サービスを受けると費用がいったん全額自己負担になる場合があります。

保険料の滞納が1年6か月を経過すると

給付の差し止め・控除

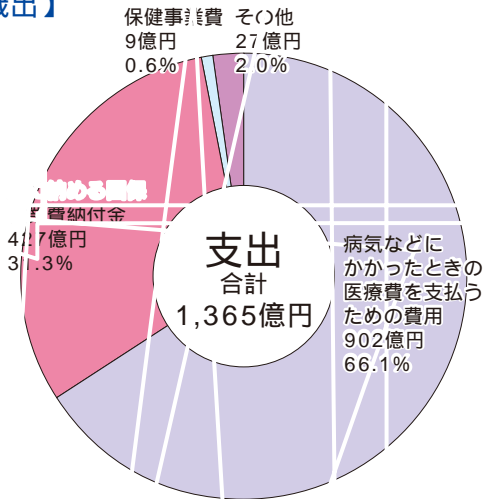
保険給付及び障がい者・ひとり親家庭等医療費助成の全部または一部を差し止める場合があります。さらに滞納が続くと、滞納している保険料に充てる場合があります。

保険料の納付が困難になったときは、区役所(出張所)保険年金担当課に早めにご相談ください。

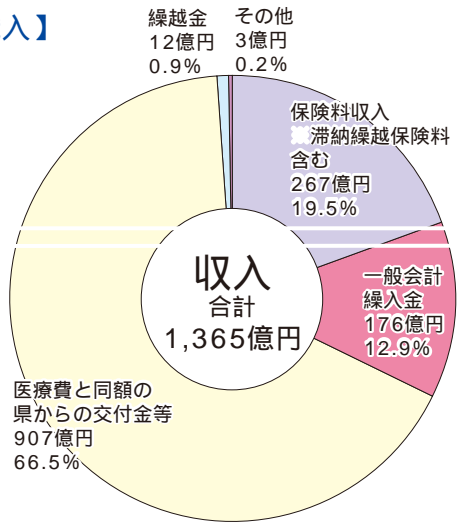
福岡市国民健康保険事業の予算と保険料率の決まり方

平成30年度国民健康保険事業特別会計の予算状況

【歳出】



【歳入】



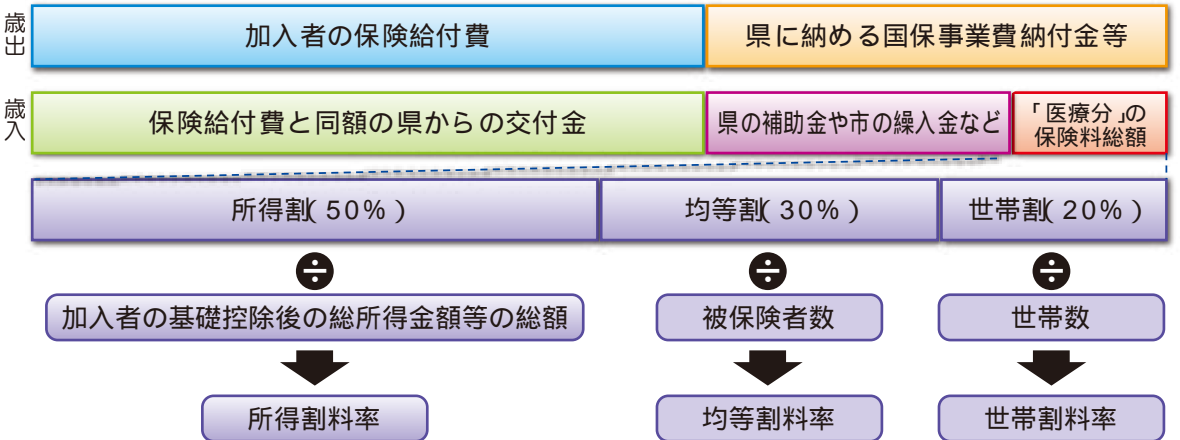
◎被保険者数 317,600人 ◎世帯数 213,900世帯

一人あたり医療費・・・336,944円

- ◇ 一人あたり医療分+支援分保険料・・・71,999円
- ◇ 一人あたり介護分保険料・・・22,027円
- ◇ 一人あたり市費繰入額・・・55,511円

保険料率の決まり方

保険料率は、福岡市国民健康保険条例に基づき決定します。
 「医療分」の保険料は、県に納める国保事業費納付金の総額等から、県の補助金や市の繰入金などを除いたものを保険料総額とし、料率を算定します。福岡市では、市の一般会計から約176億円を繰り入れることで、みなさんの保険料負担の軽減を行っています。



「支援分」及び「介護分」の保険料についても、「医療分」の保険料と同様にそれぞれの歳出予算から県の補助金や市の繰入金などを除いたものを保険料総額とし、料率を算定します。
 「介護分」は40歳から64歳までの加入者に係る総所得金額等の総額・被保険者数・世帯数で算定します。

保険料は医療費を賄うための大切な財源です。

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをした場合に、いつでも、一定の自己負担で、すべての保険医療機関等で必要な医療給付が受けられる公的医療保険制度の一つです。保険料はそのための大切な財源であり、健全な国民健康保険事業の運営には、みなさんがきちんと保険料を納める必要があります。

健康づくりに心がけましょう。福岡市の医療費は年々増加しています！

- ・医療費が下がれば保険料の軽減につながります。一人ひとりが日頃から健康に気をつけましょう。
- ・治療が必要な場合は、かかりつけの医療機関で受診し、自己判断での重複受診は控えましょう。
- ・かかりつけの薬局をもち お薬手帳の活用などにより、薬のもらいすぎは控えましょう。
- ・休日や夜間などの時間外受診は、医療費が高くなるため急病などのやむをえない場合以外は避けましょう。

● ジェネリック医薬品のご利用について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えると、お薬の自己負担額が軽減されるとともに、医療費の総額等（P.7）が抑制されるため、国保の財政状況の改善にもつながります。

～ジェネリック医薬品とは～

先に開発された薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、他のメーカーが同じ有効成分を同一量含む薬として製造し、国の認可を受けた薬です。一般的に先発医薬品より低価格で提供されています。有効成分以外の添加物が体質に合わない場合もありますので、**ご利用の際は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。**

● よかドック（特定健診）について



生活習慣病予防のために、1年に1回、よかドック（身体計測・血液検査・尿検査・血圧測定・心電図検査等）を受けましょう。健診結果に応じて、医師や保健師等から無料で生活習慣の改善に向けたアドバイスを実施します。



よかドックのお問合せ先：よかドックご案内センター TEL711-4826 FAX733-5756

500円
(フコイフ)で
受けられるよ!



こんなときは、必ず14日以内に届け出をしましょう!

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	本人確認書類 （市民課に転入の届け出をする）
	職場の健康保険などを脱退したときや、被扶養者でなくなったとき	健康保険等資格喪失証明書 3 （職場の健康保険を脱退した証明書）
	子どもが生まれたとき	（市民課に出生の届け出をする） 出産した人に出産育児一時金が支給されます 4
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退するとき	他の市町村に転出するときや国外に概ね一年以上居住する見込みがあるとき	（市民課に転出の届け出をする）
	職場の健康保険などに加入したときや、被扶養者になったとき	職場の健康保険証または資格取得証明書 （国保を脱退する人全員の保険証または証明書が必要）
	死亡したとき	（市民課に死亡の届け出をする） 葬祭を行った人に対して葬祭費が支給されます 4
	生活保護を受けるようになったとき	保護決定通知書（開始）
	一定の障がいがある人（65歳以上）で、後期高齢者医療制度に加入したとき	障がいの内容がわかるもの （身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など）
	外国籍の人で在留資格が「特定活動」のうち、活動内容が「医療目的の人や、そのお世話をする人」または「観光、保養その他これらに類似する活動等」とされている人やその人に同行する配偶者の人に変更になったとき	パスポート（法務大臣が交付した指定書を含む）
その他	市内で転居したとき	本人確認書類 （市民課に転居の届け出をする）
	世帯主や氏名が変わったとき、世帯を分けたときや一緒にしたとき	世帯を一緒にするときは両世帯の保険証
	修学のため、市外に住所を定めるとき	入学許可証または在学証明書
	長期の入院や施設入所により住所を他の市町村へ移すとき	入院証明書、入所証明書
	保険証をなくしたり汚したりしたとき	本人確認書類 1 使えなくなった保険証（汚したり、破損した場合のみ）

国保の手続きにはマイナンバーの記載が必要です！

マイナンバーを使った成りすまし等の不正行為を防止するために、本人確認（マイナンバーの確認と身元の確認）が義務づけられています。国保の手続きの際は次の書類を持参してください。

	必要な書類（例）	必要書類
番号確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票 など	1点
身元確認書類	個人番号カード、運転免許書、パスポート など公的機関が発行した顔写真付きの証明書	1点
	保険証、保険料決定（納入）通知書、年金手帳、年金証書、住民票 など	2点

- 1 代理人が手続きをする場合は代理権の確認書類として世帯主からの委任状及び代理人の身元確認書類が必要です。外国籍の人が加入するときは、「在留カード」・「パスポート」・「特別永住者証明書」のいずれか、指定書（在留資格が「特定活動」の人のみ）が必要です。
- 2 保険料の普通徴収に係る納付方法は口座振替でお願いしています。窓口では、キャッシュカードで口座振替の手続きができます。
- 3 退職した職場（事業所や健康保険組合など）で発行してもらってください。用紙は、各区役所（出張所）保険年金担当窓口にもあります。また、福岡市国民健康保険のホームページからもダウンロードできます。<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kokuho/>
- 4 必要書類や手続きなど、詳しくは下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

お問い合わせ先

ホームページ

福岡市 国民健康保険

検索

（電話はおかけ間違いのないようにお願いします。）

	保険料の計算方法・保険の加入手続きや保険証	保険料の納付相談・支払い	国民健康保険の給付（高額療養費など）	FAX
東区 保険年金課	645-1102	645-1103	645-1101	631-6463
博多区 保険年金課	419-1118	419-1119	419-1117	441-0075
中央区 保険年金課	718-1124	718-1125	718-1123	725-2117
南区 保険年金課	559-5152	559-5153	559-5151	561-3444
城南区 保険年金課	833-4123	833-4124	833-4121	844-6790
早良区 保険年金課	833-4372	833-4322	833-4371	846-9921
西区 保険年金課	895-7090	895-7091	895-7089	883-6690
西部出張所保険年金係	806-9432		806-9433	806-6811